明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一　○運転シミュレーターの型式認定番号を指定した件（国家公安委五九）
二　○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁四〇）
三　○南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務三五七）
四　○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一七）
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（厚生労働三二六）
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一五六五～一五七〇）
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（同一五七一）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則に基づく変更承認をした件（国土交通九三一）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同九三二～九三五）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同九三六）
○道路に関する件（近畿地方整備局一九一）

〔人事異動〕

内閣府　法務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

公調委平成二十九年（フ）第一号―二
山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件の審理（公害等調整委員会公示八）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示二、三）

国家試験

第六十九回獣医師国家試験（公告）（農林水産省）

〔公　告〕

諸事項

官庁
国営土地改良事業計画（旭東東神楽・芽室川西・雨竜川下流・信濃川左岸流域）、海難審判所関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

会社その他

告示

○国家公安委員会告示第五十九号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年九月二十九日付けをもって次のとおり模擬運転装置の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十九日

国家公安委員会委員長事務代理
国務大臣　中川　雅治

型式認定番号	模擬運転装置の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　P17－3	ホンダライディングシミュレーター RA－D00－KYOH	本田技研工業株式会社 東京都港区南青山2丁目1番1号
交　P17－4	ホンダライディングシミュレーター RA－D00－KYFU	本田技研工業株式会社 東京都港区南青山2丁目1番1号

○金融庁告示第四十号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年十月十九日

金融庁長官　森　信親

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
第五条　令第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者に係る同表の権限の欄に定める金融庁長官の権限とする。		**第五条**　令第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者に係る同表の権限の欄に定める金融庁長官の権限とする。	
銀行代理業者	権限	銀行代理業者	権限
［略］	［略］	［同上］	［同上］
株式会社りそな銀行		株式会社りそな銀行 株式会社セブン銀行	
［略］		［同上］	

備考　表中の「［］」の記載は注記である。